争訟費用支給金要綱

平成 25 年 3 月 19 日 伺 定

最終改正:令和3年5月7日

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書第15条の規定に基づき、消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」という。)との間に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号)第3条の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村(以下「市町村」という。)が行った消防団員等公務災害補償に関する決定(以下「補償に関する決定」という。)について不服のある者から訴訟が提起され、その判決が確定し、又は和解が成立した場合に、当該訴訟に係る訴訟費用及び弁護士費用(以下「争訟費用」という。)を負担した市町村に対する基金の支給金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。(支給金の支給)
- 第2条 基金は、市町村が次の各号のいずれにも該当する場合には、支給金を支給する。
 - (1) 補償に関する決定について不服のある者から訴訟が提起され、その判決が確定し、 又は和解が成立したこと。
 - (2) 補償に関する決定が基金の判断を尊重し、それに従って行われたものと認められること。

(支給金の額)

- **第3条** 支給金の額は、市町村が負担した争訟費用の額の2分の1に相当する額とする。 (申請手続)
- 第4条 第2条に規定する支給金を受けようとする市町村長は、様式第1号による争訟費 用支給金申請書を基金常務理事に提出するものとする。

(支給の決定及び通知)

第5条 基金常務理事は、前条の申請書を受理したときは、速やかに支給金を支給するかどうか決定し、申請者に対して様式第2号による争訟費用支給金決定通知書を送付するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に発生した事故に係る争訟費用について適用する。

附 則 (平成 29 年 11 月 30 日伺定)

この要綱は、平成29年11月30日から施行し、同日以後に発生した事故に係る争訟費用 について適用する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日伺定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月7日伺定)

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

第 号 年 月 日

消防団員等公務災害補償等共済基金常務理事 あて

市町村長等 氏名

争訟費用支給金申請書

下記のとおり争訟費用支給金の支給を申請します。

種 別		□ 消□ 点	□ 水防団員 □ 消 事者 □救急業務協力					防作業従事 者	□ 水防従事者					
非常勤消防団員等の								<i>55 - 3</i>		_				
^{たりがな} 氏名									事故発生日		年	. ј	1	日
処分が確定した日					年		月		日	·				
申	請	額								円				
送	金融機関名						銀行	テ・イ	言金・信約	EL.				本店
				農協・信漁連 支原									支店	
	金融機関コード							\ \	支店コート	*				
金		(必ず記入を)						(必ず記入	を				
317.)					
先		□普通□□				別段	ť		口座番号					
預金名義者														
※ 争訟費用の金額				円										
※ 受理年月日 年				F	1	日	*	支持	4年月日		年	月		日
「注音]														

- 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 2 この申請書に添付する書類
 - (1) 争訟費用の金額、その内訳等がわかる書類(領収書の写し等)
 - (2) 判決又は和解の内容、その理由等がわかる書類(判決書の写し等)

様式第2号

 消基発第
 号

 年
 月

市町村長等 あて

消防団員等公務災害補償等共済基金 常務理事名

争訟費用支給金決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のありました争訟費用支給金の支給については、 下記のとおり決定し、支給しますので、通知します。

記

1 支 給 額 円

2 支 払 日 年 月 日

3 振 込 先 貴職が指定した口座